

高潮・波浪警報の放送について

【内容】

どうして夜遅く、そして朝早くから、高潮警報や波浪警報の放送をするんですか？ちょっと考えれば分かると思いますが、山間部にそんなものは必要ないと思います。

【回答】

国や地方自治体は、災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があることから、電波法第 74 条に基づき、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため、防災用無線システムによる通信を実施しています。

本市においても、この法律に基づき、気象庁から気象警報等が発表・解除された場合は、人命を守るための非常時の緊急的措置として、時間帯にかかわらず、即時に放送を実施しているところであり、高潮警報や波浪警報についても同様の対応を行っています。こうした中で、山間部に住む方にとって、高潮警報や波浪警報等の放送は不要とのご意見をいただきましたが、本市は広大な面積を有することから、地域毎に地勢や特性の違いがあり、一見しますと、当該放送内容と居住地域との関連性は浅いと考えられるものの、市民の方の中には、居住地域から別の地域に移動する予定の方、又は移動途中である方等、居住地域の地勢等に関係なく、様々な状況が生じる可能性も考えられます。

このようなことから、前述のとおり、非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、全ての市民の安全・安心を確保するために、放送の実施は必要と考えることから、これまでどおり、全市域を対象に放送を実施してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、放送時間帯によっては、「騒音」として市民の方から苦情が寄せられていることから、各種警報発表の放送はともかく、解除発表の放送時間帯については、今後において、気象警報の種類やその時の状況を勘案しながら、検討の必要があると考えます。また、その際は、市民の皆さんの利便性を損なうことのないように、防災・行政メールの活用方法を併せて検討するなど、情報伝達が円滑に図れるよう努めてまいりたいと考えています。

(担当：企画広報課)